平成２５年（フ）第４０号
宮崎県延岡市長浜町２丁目2028番地４　平澤洋史方
債務者　齊藤ゆかり
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１１号
福井県三方郡美浜町佐柿第44号３番地
債務者　牧田　和幸
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第６号
長野県伊那市長谷非持526番地１　非持市営住宅Ｇ棟１号
債務者　宮下　優子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１５号
長野県伊那市山寺717番地
債務者　白鳥　　桜
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第９０号
兵庫県川西市小花２丁目27番３―302号、従前の住所兵庫県川西市花屋敷山手町13番22号
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第５２号
徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端北42番地１　ハイツララポート304号
債務者　浪花美由紀
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
徳島県徳島市西新浜町１丁目３番33―124号
債務者　前田　邦司
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
兵庫県淡路市中田74番地２
債務者　東　　利彦
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１５号
熊本市東区小峯４丁目４番90号　101、前住所熊本市東区新外１丁目１番29号　パレ・ドール健軍
債務者　和田　鶴代
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１７号
熊本市西区池田２丁目21番34号　コーポラス長迫103号
債務者　尾﨑美津子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１９号
熊本市西区上高橋２丁目11番７号
債務者　森本　信也
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６３号
千葉県野田市山崎1623番地の14　吉岡ハイツ103
債務者　高橋みどり（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７９号
千葉県松戸市稔台３丁目41番地の９
債務者　丹伊田節子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２５号
愛知県日進市岩崎台２丁目310番地
債務者　森　　泰憲
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
神戸市垂水区千代が丘１丁目１番29―213号
債務者　明石　慎二
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５号
神戸市須磨区行幸町２―１―28　シャーメゾン須磨海浜公園102号室、住民票上の住所神戸市長田区細田町３丁目６番１号
債務者　西畑　史江
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３２号
神戸市長田区西丸山町３丁目８番４号　佐古文化２Ｆ、従前の住所神戸市長田区五番町５丁目２番地の10　フィオレンテ神戸Ⅲ201号
債務者　若松　浩史
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部